【参考資料６】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 12 月 18 日
第 14 回条例検討会資料

条例検討会に対する意見

意見１

第 13 回「障がいのある人もない人も共に生きる新潟市条例」検討委員会（11 月 20 日・市役所）を傍聴しての意見

「公表」関して、以下に意見を述べます。

【結論】「公表」は誤りであり、今条例による紛争解決のプロセスから削除すべきである。

【理由】①行政の長である市長からの公表は、大きな影響力を持ち、公表された者に対し拭い切れない打撃を与える社会的制裁となりうる。したがって、第 1 段階の「助言・あっせんの申し立て」の時点から、裁判におけるのと同様の「弁護人（弁護士）立会い」と「審議の公開」が義務付けられなければならないし、公表が誤りであったときの個人的責任追求・謝罪や損害賠償などのことも明示されなければならない。しかし公表までの手続きの説明図（Ａ4 版 1 枚）にはそれらの記載が一切見られない。これでは今条例が、理想的美文に隠れた「“差別者”でっち上げ」の企みに過ぎないと考えざるを得ない。そもそも、裁判所の審判または判決に相当する「公表」なるものを自治体が行うことが正当なことなのだろうか。

② 「公表までの手続き比較表（第 12 回条例検討会・資料 3・10/16 障害福祉課）」では 13 自治体中 8 自治体が公表を規定しているが 5 自治体は「×」である。差がわずかに 3 であるが、過半数の側に入るから適切なのだろうか。また、全国の自治体の状況は何ら提示されていない。特に他県は照会されているのに肝心の新潟県の記載がないのはどういうことなのだろうか。新潟市を含む 13 自治体が「先進的」で更に公表を規定している 8 自治体が「より先進的」なのだろうか。このような、極めて限られた事例とどうとでも解釈できる記載内容の資料でまともな検討が出来たといえるのだろうか。

③ 検討委員会に意見交換の中に「「差別したと認められる場合とは、誰もが悪質と認めるもの」「市長の助言（※発言との聞き違いか）の重さ」など極めて主観的・迎合的な表現・言葉が、どの委員からの疑問や反論もないままに流れていた。これは、差別事象の認定や解決方策を誤らせる極めて危険な兆候と感じた。

④ 「双方の話し合いによるソフトな解決」が多くの委員の支持を集めてい

たようだが、そうであれば「話し合い」を打ち切ってしまう「公表」は紛争解決のプロセスから削除すべきである。「話し合い」を強調しながら「公表」を併記しようとするのは自己矛盾である。

以上。

意見２

公立中学校の特別支援学級の担任の先生は専門の勉強、資格（大学で専攻）のない先生が担任し教科によって先生が変わり、個人に合った勉強や生活指導がなされていない現状があるが、事前的改善措置なり合理的配慮なりを適応させ、せめて小学校特別支援学級の先生が担任してクラスに責任を持つやり方にはできないものですか。

小学校・中学校の特別支援学級 2 クラスあれば両方専門の先生が望ましいと思いますが、そのような方向にすることは考えていますか。

知的障害者入所施設での虐待や差別が表に出ることにいろいろな障がいがある内部告発で不利益が生じないよう障がい者の親なり親族が申し立て障がい者が不利益にならないようにする配慮が必要だと思います。